

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務には指定管理者制度を導入しており、業者選定の際においても業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても協定に含めることで万全を期している。但し、特定個人情報について取扱業務とはしていない。管理運営に関しては、適正かつ確実なサービスが提供されているか、モニタリング等を行い監視、確認を実施している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和5年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法の規定に基づき、住宅に困窮している市民に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ・住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して公営住宅同様、低廉な家賃で賃貸している。 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等に対して良質な賃貸住宅を提供している。 これらの管理に関する事務を番号法の規定に基づいて実施します。具体的な業務としては以下のとおりです。 ①公営住宅・改良住宅及び特定優良賃貸住宅への入居申込みの受理、審査及び決定に関する事務 ②家賃の審査及び決定に関する事務 ③家賃等の減免の申請及び審査に関する事務 ④同居親族の承継、異動等に関する事務 ⑤明渡し請求に関する事務 ⑥他の住宅を斡旋する事務 ⑦入居者の収入の状況について報告を求める事務 ⑧事業主体(施行者)の定める条例に規定する事務 ⑨賃貸借契約の解除(特定優良賃貸住宅のみ)
③システムの名称	①団体内統合宛名システム ②中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市営住宅個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一(第9条関係)第19項、第35項、第61の2項 (省令) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(抄) 第18条、第26条、第46条の3
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会) (根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二(第19条、第21条関係)第31項、第54項、第85の2項 (省令) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(抄) 第22条、第28条、第43条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	熊本市都市建設局住宅都市営住宅課
②所属長の役職名	市営住宅課長

6. 他の評価実施機関

無

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	熊本市都市建設局住宅都市営住宅課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2461
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]